

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年3月29日

金曜日

号外(2)

目次

規 則	
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	1
教育委員会規則	
○富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	2
教育委員会訓令	
○富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	6
○富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令	9
○富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令	10

規 則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第10号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）第5条第19号
- (2) 富山県立自然公園条例施行規則（昭和48年富山県規則第4号）別表第1第10項、第65項及び第75項
- (3) 富山県景観条例施行規則（平成15年富山県規則第21号）第13条第3項第4号

ア

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(税務課)

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和6年3月29日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会規則第2号

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の表以外の部分中「室及び」及び「班及び」を削り、同条の表を次のように改める。

課	係
教育企画課	管理広報係 学校施設係 企画係 ICT教育推進係
教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係
保健体育課	厚生係 学校体育係 派遣スポーツ主事係 食育安全係

第5条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、教育みらい室及び生涯学習・文化財室を置く。

第6条中第29号を第30号とし、第11号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 富山県公立学校情報機器整備基金に関すること。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(教育みらい室)

第7条 教育みらい室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村が設置する幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立高等学校及び特別支援学校（第10号において「学校等」という。）の組織編制及び運営に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 学習指導、生徒指導、進路指導及び教育相談（いじめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。）に関すること。
- (4) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (5) 園長及び校長並びに教員の研修（他の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (7) 授業料に関すること。
- (8) 育英奨学に関すること。
- (9) 県立学校の学級編制に係る調査企画及び連絡調整に関すること。
- (10) 学校等並びに市町村が設置する専修学校及び各種学校の設置及び廃止に関すること。
- (11) 県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (12) 県立学校入学者選抜に関すること。
- (13) 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- (14) 科学技術教育及び産業教育に関すること。
- (15) 幼稚園教育の振興に関すること。
- (16) 幼児教育に関すること。
- (17) 定時制教育及び通信制教育に関すること。
- (18) 特別支援教育に関すること。
- (19) 教育支援委員会に関すること。
- (20) 幼児、児童及び生徒の交通安全指導に関すること。
- (21) 学校林に関すること。
- (22) 高等学校生徒海外派遣事業基金に関すること。
- (23) 明日のとやま教育創造基金に関すること。

- (24) 産業教育審議会に関すること。
 (25) 教科用図書選定審議会に関すること。
 (26) 教育研究団体に関すること。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第14条の見出し中「班及び」を削り、同条中「班及び」及び「、班員」を削る。

第15条の表中

富山県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第 207号）第17条の規定により、社会教育に関し委員会に助言し、又は委員会の会議に出席して意見を述べることにする事務	生涯学習・文化財室
-----------	--	-----------

を

富山県産業教育審議会	産業教育振興法（昭和26年法律第 228号）第12条の規定により、産業教育に関し委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会又は知事に建議することに関する事務	教育みらい室
富山県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第 182号）第11条の規定により、委員会の行う指導、助言又は援助についての意見を述べ、及び第13条の規定により、県立の義務教育諸学校に係る採択についての意見を述べることにする事務	教育みらい室
富山県いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策について調査審議する事務及び同法第28条第1項の規定による調査に関する事務	教育みらい室

富山県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第 207号）第17条の規定により、社会教育に関し委員会に助言し、又は委員会の会議に出席して意見を述べることに關する事務	生涯学習・文化財室
-----------	---	-----------

に改め、同表富山県産業教育審議会の項から富山県いじめ防止対策推進委員会の項までを削る。

第59条第1項の表班長の項及び副班長の項を削り、同表理事、教育理事、参事、教育参事、主幹、副主幹及び主査の項中「、副主幹及び主査」を「及び副主幹」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を發せられない限り、同表の右欄に掲げる室の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の室の名称
県立学校課	教育みらい室
小中学校課	教育みらい室

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹、主任指導主事、指導主事、主任研究主事、研究主事又は主任の職にあつた者は、別に辞令を發せられない限り、同表の右欄に掲げる室の主幹、副主幹、主任指導主事、指導主事、主任研究主事、研究主事又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあつた者は、別に辞令を發せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
県立学校課長	教育みらい室県立高校課長

		<p>図書館</p> <p>(1) 図書館資料の収集及び運用に関すること。</p> <p>(2) 図書館資料の整理及び保存に関すること。</p> <p>(3) 分館の運営に関すること。</p> <p>(4) 図書館資料の複写及び証明に関すること。</p> <p>青少年自然の家</p> <p>青少年自然の家の利用時間の変更に関すること。</p>
--	--	--

を

<p>「教育みらい室</p>	<p>(1) 県立学校の休業日の変更及び臨時休業に関すること。</p> <p>(2) 小学校、中学校及び義務教育学校の一時分校の設置廃止等に関すること。</p> <p>(3) 県立学校の児童及び生徒の出席の停止及び解除に関すること。</p> <p>(4) 定時制及び通信制の生徒の修学奨励金に関すること。</p> <p>(5) 定時制及び通信制の生徒の教科書等の無償給与に関すること。</p> <p>(6) 教職員の短期研修（海外研修、中央研修講座及び内地留学を除く。）派遣に関すること。</p> <p>(7) 研究指定校及び研究委託に関すること。</p> <p>(8) 生徒旅客運賃割引証の交付に関すること。</p>	
----------------	---	--

	(9) 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験に関すること。	
生涯学習・文化財室	(1) 社会教育主事の資格の認定に関すること。 (2) 社会教育主事講習の受講資格の認定に関すること。 (3) 古式銃砲及び美術刀剣類の登録に関すること。	生涯学習カレッジ本部 (1) 映像センターの施設、設備及び映像資料の利用の承認並びに利用カードの発行に関すること。 (2) 映像資料の複写に関すること。 (3) 16ミリ映写機の登録に関すること。 (4) 16ミリ映写機操作の技術認定及び認定証の交付に関すること。 図書館 (1) 図書館資料の収集及び運用に関すること。 (2) 図書館資料の整理及び保存に関すること。 (3) 分館の運営に関すること。 (4) 図書館資料の複写及び証明に関すること。 青少年自然の家 青少年自然の家の利用時間の変更に関すること。

に改め、同表県立学校課の項及び小中学校課の項を削る。

別表第2代表者及び代決の順序(1)本庁の表教育長の項第3順位者の欄中「教育企画課長」を「教育長があらかじめ指定する職員」に改め、同表課長の項第1順位者の欄中「又は班長（班の分掌する事務に限る。）」を削り、同項第2順位者の欄中「又は課長があらかじめ指定する職員（班の分掌する事務に限る。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和6年3月29日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会訓令第2号

本 庁
出先機関
教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項本文中「あつては受領した文書」の次に「（以下この条において単に「受領文書等」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の收受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、受領文書等の余白に收受印（本庁にあつては様式第2号、出先機関等にあつては様式第2号に準ずる様式。次項及び第4項において同じ。）を押し、第27条第2項及び第3項に規定する番号（次項において「番号」という。）を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなつたときは、当該受領文書等について文書管理システムにより收受登録を行うものとする。

3 前2項の場合において、室課及び出先機関等の文書責任者は、受領文書等で施行を要しないものについては、番号の設定又は記入を省略することができる。

第12条第4項中「配付され、又は受領した文書であつて」を「受領文書等のうち」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、室課及び出先機関等の文書責任者は、受領文書等

で次に掲げるものについては、当該文書の余白に収受印を押す方法により収受することができる。

(1) 照会等に対する回答等に係る文書

(2) 本庁に到達した次に掲げる文書

ア 請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書

イ 室課又は出先機関等の長から到達した文書（許可、認可等の処分に係る文書その他重要な文書を除く。）

(3) 出先機関等に到達した請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書

(4) 刊行物等の送付文書その他軽易な文書

5 第1項の規定にかかわらず、受領文書等のうち請求書について、教育長が別に定める方法により財務会計システム（電子計算機を利用して収入、支出、決算その他県予算の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。）に登録した場合は、第1項の規定による収受登録が行われたものとみなす。

別表第2本庁の公文書の記号の表中

教育企画課	教企
-------	----

を

教育企画課	教企
教育みらい室	教み

に改め、県立学校課の項及び小中学校課の項を削る。

様式第1号中 「班又は係名」 を 「係名」 に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和6年3月29日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会訓令第3号

県立学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の收受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、受領した文書の余白に收受印（様式第2号）を押し、第24条に規定する番号（次項において「番号」という。）を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、当該受領した文書について文書管理システムにより收受登録を行うものとする。

3 前2項の場合において、文書責任者は、受領した文書で施行を要しないものについては、番号の設定又は記入を省略することができる。

第10条に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、文書責任者は、受領した文書で次に掲げるものについては、当該文書の余白に收受印を押し方法により收受することができる。

(1) 請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書

(2) 刊行物等の送付文書その他軽易な文書

5 第1項の規定にかかわらず、受領した文書のうち請求書について、教育長が別に定める方法により財務会計システム（電子計算機を利用して収入、支出、決算その他県予算の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。）に登録した場合は、第1項の規定による收受登録が行われたものとみなす。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

